

# かわら版あおば消防通信 53 号

令和元年 5 月発行：横浜市青葉消防署 協賛：青葉火災予防協会

## 市内で着衣着火による火災が増えています！

着衣着火とは、調理中にこんろの火が袖口に燃え移るなど、何らかの火が着ている服に着火した火災をいいます。令和元年5月1日現在、市内では着衣着火による住宅火災が6件発生しており、既に昨年1年間の発生件数に達しています。

### 着衣着火の事例

- ◆ガスこんろで調理中、ガスこんろに近づいたところ、ガスこんろの炎が衣服の袖口に着火し受傷
- ◆仏壇のローソクの火をつけたまま供えたごはんを下げようとした際に袖口に着火し受傷



### 着衣着火防止のポイント

- ◆こんろを使用するときは、衣服に火がつかないように袖口をまくる。
  - ◆燃えにくい素材でできている衣服や、防災エプロンや袖カバーの使用を心がける。
- ※防災認定されている製品は以下のマークがあります。



防災製品認定のラベル

### 衣服に火がついてしまったら...

もし、背中に火がついたら・・・  
『ピタッ、コロッ、ゴロン！』



倒れて ⇒ 左右に転がる  
「ピタコロゴロン」をして消火します。

## ～ 今年も「こんろ火災」にご注意！！ ～

昨年一年間に、青葉区内で発生した火災の出火原因の1位は「こんろ」です。  
また、こんろ火災のうち半数以上が、こんろの使用放置や消し忘れが原因です。  
火災予防のために、火の取り扱い中に離れないこと、常にグリルの清掃やこんろ周りの整理整頓を是非行ってください。



## お祭りなどを主催する皆様へ

夏季に入りますと、地域での夏祭りや納涼祭、盆踊りなど様々なイベントが地域で開催される季節になります。

横浜市では、こうした「多数の者の集合する催し」が安全に開催されるよう、横浜市火災予防条例により催しの火災予防対策をお願いしています。

届出が必要になる「多数の者の集合する催し」とは

一時的に一定の場所に多数の集客が予想されるものをいい、主に下記が該当します。

- ◆対象火気器具などの取り扱いを露店業者が行う場合
- ◆露店業者以外でも自治会の区域を超えて、チラシを配布したりなど、広く広報している場合を指します。



※対象火気器具とは、液体燃料（ガソリン等）、気体燃料（プロパンガス等）、固体燃料（炭等）などを熱源とする、こんろ、発電機、ストーブ、などの器具をいいます。

また、催しを行う際には必ず消火器などの消火準備をしてください。

ご不明な点やご相談がありましたら、青葉消防署 予防課予防係 045-974-0119 までご連絡ください。

## 下市ヶ尾町内会が福祉施設と 消防応援の協定を結びました！！

4月17日、青葉区下市ヶ尾町内会と都筑区内の医療法人社団 若葉会及び都筑区の二自治会（都筑が丘住宅自治会、川和町内会）が消防応援協力の覚書を締結いたしました。

平成17年1月から医療法人社団 若葉会の各病院と都筑区の二自治会（都筑が丘住宅自治会、川和町内会）において結ばれていた覚書に、今後震災などの大きな災害を見据えて、隣接する青葉区下市ヶ尾自治会が加わったものです。

これにより大規模災害が発生した際に、医療法人社団 若葉会の施設と青葉・都筑の周辺住民が、広域的に相互協力し被害軽減に努めていくことになります。

